

三原市農業委員会第5回定例総会議事録

1. 開会日時・場所

日時 令和6年5月24日（金） 午後2時00分
場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員 19名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	新庄 實雄	2番	花山 哲男	3番	—
4番	林 壽彦	5番	竹廣 愛	6番	信藤 延夫
7番	平木 時治	8番	武郷 勝巳	9番	生駒 健人
10番	山本 明雄	11番	山口 郁恵	12番	阪井 瑞枝
13番	—	14番	郷谷 幸男	15番	山口 龍子
16番	河村 博	17番	佐々木 豊彦	18番	井長 哲
19番	兼光 一美				

欠席委員

3番 久留本 忠美 13番 田坂 友彦

3. 議事録署名人

4番 林 壽彦 17番 佐々木 豊彦

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主査 茂見 鉄平 農林水産課 主事 下西 隼人

5. 審議事項

第25号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第26号議案 農地法転用許可後の事業計画変更承認申請について
第27号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第28号議案 非農地証明申請について
第29号議案 三原農業振興地域整備計画の変更について
第30号議案 農地法関係事務処理要綱の一部改正について

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、17名で定足数に達しておりますので、第5回総会は成立しております。なお、3番 久留本委員、13番 田坂委員から欠席する旨、通告がありましたので報告いたします。

会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、4番 林委員、17番 佐々木委員を指名します。

議長 それでは、これより申請に基づく議題に入りますが、議事進行上、発言をされる委員は挙手のうえ、議席番号、氏名、議案件数を告げ、議長の許可を受けて発言をお願いします。

議事日程は、日程第1を第25号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第5第29号議案を先に審議します。

議案書をご覧ください。

議長 日程第5 第29号議案を上程します。
三原農業振興地域整備計画の変更について、三原市長からの諮問です。
担当者の説明を求めます。

事務局 議案書8ページをお開きください。第29号議案「三原農業振興地域整備計画の変更」の諮

問について説明します。

この三原農業振興地域整備計画の変更は「農業振興地域の整備に関する法律」によるものであり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定により、令和6年5月10日付け文書番号三農水第347号にて三原市長から意見を求めるものです。

先日議案書とともに送付いたしました「資料29」をご覧ください。

始めに、基礎調査に係る変更面積について説明します。基礎調査は農業振興地域の整備に関する法律、第12条の2の規定によるもので、農用地等の面積、土地利用等の事項に関して調査し整備計画書を見直すことを目的としています。今回の基礎調査では地図で示した地区を一筆ごと地番での整理や分筆、地籍調査の成果等を反映し整理をしました。

本資料では、基礎調査に係る変更前の面積と変更後の面積を記載しております。変更後の面積は、三原地域、1,184.45ha、本郷地域、537.77ha、久井地域、1,055.46ha、大和地域、1,639.96ha、合計で4,417.64haで計14.27ha増となっています。

次に農用地区域除外申出等について説明します。除外については、農用地区域除外申出によるもの7件、非農地証明によるもの1件の計8件です。また、農用地区域編入申出によるもの計1件です。面積は除外申出によるものが、合計で5,026.00㎡、非農地証明によるものが、合計で275.00㎡、編入申出によるものが合計で582.00㎡、となっております。

地域別では、除外申出によるものが、三原地域で5件、3,403.00㎡、本郷地域で1件、460.00㎡、大和地域で2件、1,163.00㎡、非農地証明によるものが、三原地域で275㎡、です。

続いて、編入申出によるものが、三原地域で1件、582.00㎡、です。

なお、除外申出によるもののうち、6番は第1種農地です。利用計画は、養魚池で、水産動植物の養殖用施設の要件に、該当し、第1種農地の不許可の例外に該当します。残る申出はすべて第2種農地です。

以上で、第29号議案「三原農業振興地域整備計画の変更」の諮問について説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
三原農業振興地域整備計画の変更について、原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認されました。
ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので、退席します。お疲れ様でした。

議長 次に、日程第1 第25号議案を上程します。
農地法第3条の規定による許可申請について、第28件から第37件を審議します。
本議案は、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項「議事参与の制限」の規定により、3回に分けて審議します。
はじめに、第32件について審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案書2ページをご覧ください。
第25号議案 農地法第3条の規定による許可申請、第32件について説明します。
第32件は、〇〇から本郷北1丁目の〇〇が、本郷北1丁目〇〇 ほか1筆 地目：田 合計1,197㎡について、居住地から近く耕作に便利のため譲り受けるものです。
申請案件は農地法第3条の許可要件を満たしています。
以上で農地法第3条の規定による許可申請、第32件の説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

地元委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとし、補足で意見のある委員は発言をしてください。

補足意見はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

議 長 補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
ただ今審議しました本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長 ○○番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長 続いて、第 37 件を審議しますので、○○番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 続いて議案書 4 ページをご覧ください。農地法第 3 条の規定による許可申請、第 37 件について説明します。

第 37 件は、○○から大和町の○○が、大和町大草○○ ほか 1 筆 地目：田 合計 3,763 m²について、居住地に近く規模拡大のため譲り受けるものです。

申請案件は農地法第 3 条の許可要件を満たしています。

以上で農地法第 3 条の規定による許可申請、第 37 件の説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
地元委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとし、補足で意見のある委員は発言をしてください。
補足意見はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

議 長 補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
ただ今審議しました本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長 ○○番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長 続いて、第 32 件を除く、第 28 件から第 36 件を審議します。

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 1 ページをご覧ください。第 25 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。

第 28 件は、〇〇・〇〇から糸崎 7 丁目の〇〇が、糸崎 6 丁目〇〇 地目：畑 201 m²について、以前から耕作を希望しており、居住地に近いため譲り受けるものです。

第 29 件は、〇〇から宗郷 4 丁目の〇〇が、宗郷 4 丁目〇〇 地目：畑 233 m²を、自宅に隣接し耕作に便利のため譲り受けるものです。

第 30 件は、〇〇から小泉町の〇〇が、小泉町〇〇 ほか 1 筆 地目：田 合計 1,943 m²を、隣接の田を耕作しており、規模拡大のため譲り受けるものです。

第 31 件は、〇〇から幸崎能地 5 丁目の〇〇・〇〇が、幸崎能地 5 丁目〇〇 地目：畑 342 m²について、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第 33 件は、〇〇から本郷町の〇〇が、本郷町南方〇〇 ほか 4 筆 地目：田 1 筆 畑 4 筆 合計 2,008.18 m²を、居住地から近く規模拡大のため譲り受けるものです。

第 34 件は、〇〇から世羅郡世羅町の〇〇が、久井町羽倉〇〇 地目：田 1,160 m²を、生前贈与を受け耕作するものです。

第 35 件は、〇〇から福山市神辺町の〇〇が、大和町篠〇〇 地目：田 1,831 m²を、生前贈与を受け耕作するものです。

第 36 件は、〇〇から福山市神辺町の〇〇が、大和町篠〇〇 ほか 7 筆 地目：田 4 筆 畑 4 筆 合計 8,833 m²を、生前贈与を受け耕作するものです。

以上、申請案件は全て農地法第 3 条の許可要件を満たしています。

農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

地元委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとし、補足で意見のある委員は発言をしてください。

補足意見はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

議 長 補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

ただ今審議しました本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。

よって、農地法第 3 条の規定による許可申請は、全て原案のとおり許可決定をすることに決しました。

次に、日程第 2 第 26 号議案を上程します。

農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、第 4 件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 5 ページをお開きください。第 26 号議案 転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。

第 4 件は、沼田東町末光〇〇外 2 筆について、当初、住宅建築のため、〇〇から〇〇へ賃借権を設定するとして農地法第 5 条の許可を受けておりましたが、所有権を移転することとしたため、事業計画を変更し、改めて農地転用許可申請を行うものです。

事業計画変更後の農地転用については、この後、第 27 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請第 63 件においてご審議いただきます。

転用許可後の事業計画変更承認申請についての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、第4件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長 次に、日程第3 第27号議案を上程します。
農地法第5条の規定による許可申請について、第63件から第65件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書6ページをご覧ください。第27号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

第63件は、先ほど第26号議案において事業計画の変更をご審議いただいた件です。

〇〇から、〇〇が、沼田東町末光〇〇外2筆 地目:田3筆、合計146.86㎡について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は、住宅1棟、ガレージ1棟です。

当該案件は、転用の許可を得ることなく、一部を駐車場に転用していることから、始末書求め提出されています。

なお、譲渡人の〇〇が許可申請後に死亡したため、相続人の〇〇から、相続により譲渡人の地位を承継する旨の申立書が提出されています。

第64件は、〇〇から、〇〇が、幸崎能地5丁目〇〇 地目:畑 107㎡について、所有権の移転を受け、駐車場2区画及び進入路に転用するものです。

当該案件は、転用の許可を得ることなく、一部を進入路に転用していることから、始末書求め提出されています。

第65件は、〇〇から、〇〇株式会社中国支店が、久井町江木〇〇の一部 地目:畑 694㎡のうち60.42㎡について、使用貸借権の設定により、携帯電話基地局撤去工事に係る車両及び資材置場として利用するために一時転用するもので、一時転用期間は令和6年8月2日までです。

最後に、各件の農地区分と許可基準についてお示しいたします。

農地区分については、全て第2種農地です。

許可基準についても、全て、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地法第5条第2項第2号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに変え、補足で意見のある委員は発言をしてください。
補足意見はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

議長 補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第5条の規定による許可申請、第63件から第65件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長 次に、日程第４ 第 28 号議案を上程します。
非農地証明申請について、第 10 件から第 14 件を審議します。

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 7 ページをご覧ください。第 28 号議案 非農地証明申請について説明します。
第 10 件は、〇〇から、糸崎 1 丁目〇〇 ほか 2 筆 地目：畑 合計 432 ㎡について、昭和 50 年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。
第 11 件は、〇〇から、幸崎能地 5 丁目〇〇 地目：畑 231 ㎡について、昭和 39 年に物置、昭和 60 年に居宅を増築して以降、宅地として利用しており、現況地目：宅地として申請されています。
第 12 件は、〇〇から、久井町和草〇〇 地目：田 1,597 ㎡について、平成 26 年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。
第 13 件は、〇〇から、大和町篠〇〇 ほか 1 筆 地目：田 1 筆 畑 1 筆 合計 1,661 ㎡について、平成元年頃から耕作放棄し、現況地目：原野・山林として申請されています。
第 14 件は、〇〇から、大和町棕梨〇〇 地目：田 215 ㎡について、昭和 50 年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。
申請地の農地区分は、第 10 件が市街化区域内の農地で、その外の農地はいずれも第 2 種農地です。
非農地証明申請についての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに変え、補足で意見のある委員は発言をしてください。
補足意見はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

議 長 補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
非農地証明申請、第 10 件から第 14 件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。

議 長 次に、日程第 6 第 30 号議案を上程します
農地法関係事務処理要綱の一部改正について、審議します。

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 9 ページをご覧ください。第 30 号議案 農地法関係事務処理要綱の一部改正について説明いたします。
この改正は、令和 6 年 5 月 9 日付けで広島県が示す「農地法関係事務処理ガイドライン」の一部が改正されたことに伴い、三原市農業委員会の農地法関係事務処理要綱の一部を改正するものです。
主な改正内容については、議案の（主な改正内容）をご覧ください。
1 各申請書及び届出書に添付する登記事項証明書は、登記情報提供サービスによる照会番号の記載がある登記情報を印刷した書面に代えることができるため、本文及び関係する様式等を改めました。
2 農地法関係事務処理基準等の改正に伴い、3 条許可判断の際、現地調査に加え、人工衛星又は無人航空機等により得られた動画・画像を活用した調査を可能としたため、本文を改めました。
3 「農地法第 43 条及び第 44 条の運用について」の一部改正に伴い、栽培高度化施設の利

用状況調査手法についての規定が一部削除されたため、本文及び参考資料を改めました。

4 「盛土規制法における「通常の営農行為の範疇」の取扱いについて」の制定に伴い、盛土規制対象外となる判断基準等を定めたことから、本文及び参考資料を改めました。

5 農地法施行規則の一部改正及び「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定に伴い、本文、審査基準及び関係する様式等を改めました。

なお、農地法関係事務処理ガイドライン等の改正概要及び三原市農業委員会農地法関係事務処理要綱の新旧対照表につきましては、本日配付しました資料 30 にてご確認をお願い致します。

本改正は当該議案に同意を頂きましたら、本日令和 6 年 5 月 24 日付で施行し、広島県による「農地法関係事務処理ガイドライン」一部改正の施行日である 5 月 9 日から適用する予定です。

農地法関係事務処理要綱の一部改正についての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法関係事務処理要綱の一部改正について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本議案は原案のとおり決定することに決しました。

議 長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。
事務局の説明を求めます。

事務局 1 農地法関係諸証明事務等について
○農地法第 3 条の 3 第 1 項(権利取得の届出) 4 件
○農地法第 5 条の規定による農地転用届出受理 1 件
○農地転用(農業用施設)届出受理 1 件

2 その他
○今後の日程
令和 6 年第 6 回定例総会 6 月 25 日(火) 14 時

議 長 その他、何かありませんか。
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。
ご苦労さまでした。

閉会 午後 2 時 39 分

令和 6 年 6 月 25 日

議 長(会長)

議事録署名者

同 上